

令和5年8月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和5年度8月総会を日置市東市来文化交流センター2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第27号	農業振興地域整備計画変更審議について	(3件)
議案第28号	農地法第3条許可申請書審議について	(5件)
議案第29号	農地法第4条許可申請書審議について	(3件)
議案第30号	農地法第5条許可申請書審議について	(6件)
議案第31号	非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第32号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(3件)
議案第33号	農用地利用集積計画審議について	(23件)
報告第 2号	農地等の現況に係る報告審議について	(1件)

〈 出席委員 〉 (17人)

1番 奥 和俊 (会長・議長)	2番 地頭所 忠一	3番 楠 眞憲
4番 重水 賢治	5番 山口 義廣	6番 久保 聖子
7番 荒木 信之	8番 銚之原 正美	9番 黒葛 クルミ
11番 今屋 政市	12番 池田 初男	
13番 満尾 修一	14番 今村 龍太郎	15番 宮脇 誠
16番 梅本 昭広		18番 横山 義晴
19番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (2人)

10番 上原 孝一	17番 西園 賢一郎
-----------	------------

〈 出席推進委員 〉 (13人)

20番 佐藤 洋三	22番 下池 健悟		
24番 有村 昭郎	25番 南田 達宏	26番 榎園 博文	27番 池田 直人
28番 櫛元 和則	29番 濱崎 浩一	30番 田中 博視	31番 有馬 孝一
32番 鶴田 浩志	33番 田中 宏和	34番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (2人)

21番 松崎 秀樹	23番 川畑 直樹
-----------	-----------

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	吉富 良一	次長兼農業振興係長	松尾 諭録
農地調整係長	小園 和仁	農業振興係	野崎 富子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

- 会長 ただいまから、令和5年度8月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
また、農地利用最適化推進委員が13名出席しております。
なお、上原委員及び西園委員から欠席届が提出されています。
- 会長 それでは、総会議事日程に従いまして進行させていただきますが、審議に入ります前に、本日の議事日程に追加の議案がありますので報告します。
「日程第8」の次に、「日程第9、報告第2号、農地等の現況に係る報告審議」を追加いたしますのでよろしくお願いいたします。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。
- 会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、6番「久保 聖子」委員と7番「荒木 信之」委員を指名させていただきます。
- 会長 次に、日程第2、議案第27号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 資料の2頁をご覧ください。3件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は除外です。
番号2の種別は用途変更です。
番号3の種別は除外です。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 現地調査員の報告をお願いします。
- 2番 議案第27号の番号1について報告いたします。
令和5年8月21日、私と吹上地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 3番 議案第27号の番号2について報告いたします。
令和5年8月21日、私と副の今村委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障

を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律に定める要件を満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

16番 議案第27号の番号3について報告いたします。

令和5年8月21日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。

農用地区域外の土地利用状況から見て、農用地区域以外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。

農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれは、ありません。

農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれは、ありません。

総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項各号の要件の全てを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何かご質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第27号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第27号のすべて案件について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第3、議案第28号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の7頁から8頁の5件です。

説明に入ります前に、番号1につきましては、8月17日に申請人の都合により、取下願いが提出されましたので、削除をお願いいたします。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は487㎡、作物は野菜です。

番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,861㎡、作物は水稻及び甘藷です。

番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は35,043㎡、作物は甘藷です。

番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は382㎡、作物は野菜です。

番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は842㎡、作物は水稻です。

以上、番号2から番号6までの5件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。

9番 議案第28号の番号2について報告いたします。

令和5年8月19日、私と副の上原委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第28号の番号3について報告いたします。

令和5年8月21日、私と副の樋元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第28号の番号4について報告いたします。

令和5年8月21日、私と副の楠委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第28号の番号5について報告いたします。

令和5年8月21日、私と副の濱崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第28号の番号6について報告いたします。

令和5年8月24日、私と副の濱崎委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。 議案第28号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第28号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第28号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第29号「農地法第4条許可申請書審議」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の18頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、貸車庫（カーポート）です。

番号2の転用目的は、貸駐車場、貸車庫です。

番号3の転用目的は、貸駐車場です。

なお、3件とも転用済みのため始末書を添付しての申請です。

以上3件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

13番 議案第29号の番号1について報告いたします。

令和5年8月21日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、日置市役所日吉支所から約

90mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

13番 議案第29号の番号2について報告いたします。

令和5年8月21日、私と副の樋元委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、日置市役所日吉支所から約

70mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第29号の番号3について報告いたします。

令和5年8月21日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第29号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第29号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第29号のすべての案件は、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第30号「農地法第5条許可申請書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の23頁をご覧ください。6件です。

番号1の転用目的は、共同住宅、権利種別は所有権移転です。

番号2の転用目的は、納骨堂、権利種別は所有権移転です。

隣接する境内地813番2(11㎡)及び宅地812番(257.91㎡)も一体利用し、合計面積625.91㎡となります。

番号3の転用目的は、共同住宅、権利種別は所有権移転です。

申請地の961番1は、令和5年2月6日付けで建売住宅の許可を得ておりましたが、その後、令和5年6月に取消願いがあり、取消しの処理をしております。

なお、農用地からの除外決定については、令和4年8月31日でした。また、土地利用協議についても、建設課と打合せをしているとのことでした。

番号4の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号5の転用目的は、事務所・倉庫・駐車場、権利種別は所有権移転です。

なお、面積が大きいため、建設課と土地利用協議について、打合せをするとのことでした。

番号6の転用目的は、宅地分譲、権利種別は所有権移転です。

以上6件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

22番 議案第30号の番号1について報告いたします。

令和5年8月19日、私と正の奥会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.8haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

2番 議案第30号の番号2について報告いたします。

令和5年8月22日、私と副の永野委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

5番 議案第30号の番号3について報告いたします。

令和5年8月22日、私と副の南田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、集落に接続して共同住宅を建築するので、第1種農地の集落接続施設と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第30号の番号4について報告いたします。

令和5年8月19日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.7haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第30号の番号5について報告いたします。

令和5年8月19日、私と副の池田委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第30号の番号6について報告いたします。

令和5年8月22日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第30号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

18番 5番の案件について、土地利用協議が必要とのことでしたが、面積の基準はあるのか教えていただきたい。

事務局 申請地は、都市計画区域内であり、申請面積が1,000㎡を超えているため土地利用協議が必要です。担当課は建設課の都市計画係となります。

会長 他にございませんか。

12番 番号6について、周辺の山はどんな状態なのか。崩れる心配はないのか。

事務局 申請地の南側の山林部分については、申請地から距離が離れているため、心配はないのではと思います。また、北側の道路を挟んだ山林についても、そこまで高さがないので、心配はないと思われます。

13番 同じ番号6について、排水はどうなるのか教えてください。

事務局 雨水については、浸透側溝を設けるとのことでした。

13番 浸透側溝は、どこまで引くのか。

事務局 敷地内です。

13番 何戸建つのか。

事務局 1戸だと思います。ただし分譲なので、今回の申請では造成のみです。また、家が建った場合は、北側の市道に市下水道が通っているため、生活排水はこちらに繋ぐと思われます。

会長 調査に行かれた方が、事務局に連絡して、また申請をされた行政書士等に質問をしてみて、報告をしていただきたいと思います。

他にございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第30号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第30号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第31号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の31頁をご覧ください。1件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第31号の番号1について報告いたします。
令和5年8月22日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地相当です。
認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。
総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第31号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第31号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第31号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第32号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 34頁をご覧ください。議案第32号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。
番号1 吹上町湯之浦 登記地目は畑、登記面積は260㎡です。
番号2 吹上町湯之浦 登記地目は畑、登記面積は266㎡です。
番号3 吹上町湯之浦 登記地目は畑、登記面積は341㎡です。
現地については、事務局で調査し、現況地目は「原野」と判断しました。
以上、畑3筆、面積867㎡です。
農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願います。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第32号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第32号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第33号「農用地利用集積計画審議」を議題といたします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。今村龍太郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

14番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 37頁の番号1です。所有権移転分です。売買です。
面積について、田は無し、畑は925㎡、計925㎡、作物はねぎです。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合

致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第33号の川畑委員が関係する所有権移転の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第33号の川畑委員が関係する所有権移転の番号1の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

今村委員に着席の連絡をしてください。

14番 [着席]

会長 次に、下池健悟委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

22番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41項の農地中間管理事業分の番号1です。貸借です。

面積について、田は無し、畑は5,636㎡、計5,636㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第33号の下池委員が関係する農地中間管理事業分の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第33号の下池委員が関係する農地中間管理事業分の番号1の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

下池委員に着席の連絡をしてください。

22番 [着席]

会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41項の農地中間管理事業分の番号2です。貸借です。

この案件については、借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、田は無し、畑は3,247㎡、計3,247㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第33号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号2の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第33号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号2の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 [着席]

会長 議案第33号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、利用権設定分です。資料の38から40頁です。貸借です。

面積について、田は8,666㎡、畑は9,132㎡、計17,798㎡、うち再設定面積は、5,473㎡、利用権設定件数は14件、うち再設定件数は6件です。

最後に、農地中間管理事業分です。資料の41頁から42項です。貸借です。

面積について、田は1,715㎡、畑は7,412㎡、計9,127㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は6件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第33号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第33号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 次に、日程第9 報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 本日も配りしております別紙資料の1頁をご覧ください。1件です。

番号1の農業委員会の取り扱いは非農地です。

なお、処理期限の関係上、法務局へは報告済です。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告を求めます。

5番 報告第2号の番号1について報告いたします。

令和5年8月22日、私と副の梅本委員は事務局職員と現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

現況地目は宅地です。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございます。

何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、報告第2号「農地等の現況に係る報告審議」を終わります。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。
閉会のあいさつを会長代理にお願いします。
2番 令和5年度8月総会を閉会します。

(閉会 10時05分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

6 番

7 番